

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第18号

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例（令和7年郡山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設) 第2条 乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、<u>郡山市富久山保育所及び郡山市鶴見坦保育所</u>とする。</p>	<p>(施設) 第2条 乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、<u>郡山市鶴見坦保育所</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。